

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、第252号

平成26年(ワ)第101号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外473名

被告 東京電力株式会社

2015(平成27)年4月10日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

## 準備書面 90

### 被告準備書面(18)に対する反論と求釈明への回答

(帰還拒否の権利、故郷変容・変質損害等について)

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 利



同 広田 次



同 鈴木 堯



同 清水



同 米倉



同 笹山 尚



外

被告準備書面（18）は、原告らの準備書面（50）（差し替え版）に対して、あれこれの反論をした上、釈明を求めている。そこで、必要な範囲で以下の通り再反論を行うとともに、求釈明に対して回答する。

## 記

### 第1 同記載第1（はじめに）について

被告の主観的意見ないし前書きというべきものであって、認否の限りではない。

### 第2 同第2について

#### 1 帰還拒否の権利について

##### （1）相当因果関係

原告らに帰還拒否の権利が認められても、本件事故と帰還を断念せざるを得なかったこととの間に相当因果関係が必要であるという主張については、それ自体は争うところではない。むしろ、原告ら準備書面（50）の「第1」に詳述したのは、まさに、相当因果関係が認められるという論拠である。

次に、被告がいう「客観的には帰還が可能であるにもかかわらず」という設定は、何をもって「客観的」に「可能」といえるかが争点であって、政府の避難指示の解除によって機械的に定められるべきものではない。相当因果関係の存否の判断と不可分の問題である。

なお、これらの争点は、本件の審理を通じて判断されることになるが、現時点におけるこれ以上の主張の応酬と整理が、原告本人尋問を実施するための前提条件になるものではない。

##### （2）第四次追補の評価

被告は、中間指針第四次追補の記載する「見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」

の賠償をもって、原告らが請求する故郷喪失慰謝料の内容をなすから、これを超える損害の賠償をすることはできないと述べる。

原告はこの主張を争う。既に述べたところであるが、同追補が、「長期間後に帰還が可能になった」場合を含めて、「見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」の賠償を必要とすること自体は正しい認識であるが、肝心の賠償の内容が、この損害実体に対する賠償になっていない。

すなわち、同追補が認めた賠償金額は、これまで被告が支払ってきた月額10万円の損害賠償金の延長に過ぎないものであり、これとは別の、故郷喪失による精神的損害に対する賠償として算定されていない。しかし、この月額10万円の慰謝料は、避難生活による生活阻害に対する賠償と評価されるところ（原告らが請求している避難慰謝料：月額50万円の内金）、避難が続く限りその支払いが継続するのは当然であって、故郷喪失による精神的損害は、これとは別のものである。その詳細は、原告ら準備書面（46）に詳述したところである。

## 2 故郷の変質・変容による精神的損害について

被告は、本件訴訟のこの段階において原告がこの主張を行ったことを、「この期に及んで」新たな主張を持ち出したと論難するが、失当である。本件は、現在も進行する被害についての訴訟である。事故発生から4年を経過し、事態の進展に従って、生じる損害にも変化が生じるのは当然のことである。

原告らとしては、むしろ訴訟の遅延を避けるために、原告本人尋問が始まる時点で、今後の事態を予見・想定して、現時点で前もって総論的な主張を尽くしておくことを企図としたものであって、「この期に及んで」などと論難される必要はない。なお、既に提出が進んでいる、原告世帯ごとの損害内容を主張した準備書面においては、居住していた各地域の実態に応じて、こうした故郷

の変質・変容の損害事実を具体的に主張している。それぞれの陳述書においても、同様の記載がなされている。

なお、この争点は、本件の審理を通じて判断されることになるが、現時点における、これ以上の主張の応酬と整理が、原告本人尋問を実施するための前提条件になるという理由はないといえる。

後述するとおり、この損害の被侵害利益は、「包括的生活利益としての平穩生活権」と評価される人格権である。被告がこのような権利法益の概念を否定し、争うのだとしても、より広く人格権という権利法益が不法行為における被侵害利益として認められていることに争いはない。そうだとすれば、今後の審理は、そうした権利侵害の結果生じている損害事実の認定を巡って主張・立証が尽くされれば足りるのであって、法的論争の決着が付かなければ証拠調べを有効になしえないということはない。

#### (1) 求釈明 (1)

故郷の変質・変容による精神的損害（故郷変容慰謝料）は、故郷の喪失による精神的損害とは時期と内容を異にし、別のものである。重複して発生するものでもない。原告が、既に長期に及ぶ避難生活の後、避難先から元の居住地に戻れた場合には、それまでに生じていた故郷喪失による損害と、その後の故郷変容の損害を通じて合算し、一人2000万円の支払いを請求する。

すなわち、故郷の喪失は「地域生活利益」を中心とする複合的な無形の損害と精神的苦痛を内容とするところ、その後に帰還しても、この損害のそれまでの「過去分」が解消するわけではない。しかし、帰還後は将来に向かって故郷の「喪失」はなくなる一方で、故郷が「変質・変容」していることによる無形の損害と精神的苦痛が始まる。これらを通じて、金銭評価としては、包括一律請求として、1人2000万円を請求する予定である。

(2) 求釈明 (2)

前項のとおり。

(3) 求釈明 (3)

現時点では、避難先から元の居住地域に確定的に帰還した原告はいないので、まだ具体的には請求していない。将来請求をしているものでもない。

但し、今後弁論の終結までに、避難指示が解除されて、相当の期間が経過することもあり得るので、帰還する原告が現れる可能性がある。その場合には、そのような原告についてのみ、故郷変容慰謝料を請求することになる。

但し、上記のとおり、故郷喪失慰謝料との重複はなく、合わせて2000万円の請求が維持される。

(4) 求釈明 (4)

請求の拡張ではない。1人2000万円（郷喪失慰謝料）という従前の請求が維持され、その請求原因事実が追加的に変化することになる。

(5) 求釈明 (5)

準備書面(50)と前項までに述べたとおりである。法的な位置づけとしては、包括的生活利益としての平穩生活権の侵害であり、人格権の侵害による無形の損害及び精神的苦痛に対する損害賠償である。

3 同3 (避難慰謝料の賠償の終期)

争う。

なお、この争点についても、本件の審理を通じて判断されることになるが、現時点におけるこれ以上の主張の応酬と整理が、原告本人尋問を実施するための前提条件になるという理由はないといえる。

以上